

第1章 計画の前提

1-1 計画の目的

社会的に、豊かな緑や自然環境の保全に対する意識が高まりつつある中、みよし市総合計画策定に関わるアンケート調査では、本市に住み続けたい理由の代表的な内容として、「自然環境が豊かなこと」が上げられています。また、本市では美しい田園や活力ある工業地域、閑静な住宅街や緑豊かな自然林がバランスをとって配置されており、これをよりよい状態で次世代に引き継ぎ、秩序ある土地利用と良好な住環境の形成を図り、活気のあるまちを形成するため平成15年度に「三好町まちづくり土地利用条例」が制定されています。

しかし、市街地と自然林を包含した都市景観の創造や市内の田園景観の保全について、積極的な取り組みが不足しているほか、市街地の緑やたたずまいを含めたまちなみ全体の品格、緑と景観の一体的な施策が整っていない状況にあります。

さらに、社会経済情勢の変化に伴い、民間所有の山林、緑地などとして維持されてきた緑豊かな良好な景観が変容・喪失しつつあります。

一方、景観緑三法^{※1}の制定（平成16年6月）により、自治体独自の法的拘束力のない景観条例ではなく、景観法^{※2}によって裏づけされた法的拘束力を持つ景観条例や景観計画の策定が可能となり、また市街化調整区域の農業振興地域農用地区域^{※3}に対しても景観法の適用が可能となりました。さらに、これまでの都市緑地保全法が都市緑地法として制定され、都市の緑に関する総合的な法制度がほぼ整ってきた状況にあります。

そこで、本市では、自然、田園、市街地景観がより調和したみよし市らしい緑化施策と景観形成を推進し、本市全域の緑と景観に関する保全及び整備方針を明らかにすることを目的に、「緑の基本計画」と「景観計画」が一体となった「みどりと景観計画」を策定します。

※1 用語集p.巻末2参照

※2 用語集p.巻末2参照

※3 用語集p.巻末4参照

1-2 計画の位置づけ

本計画は、本市の緑と景観の総合的指針となるもので、「みよし市総合計画」および「みよし市まちづくり基本計画」に即し、環境基本計画などの部門別計画と整合を図りつつ、都市緑地法、景観法の考えにのっとり、策定するものです。

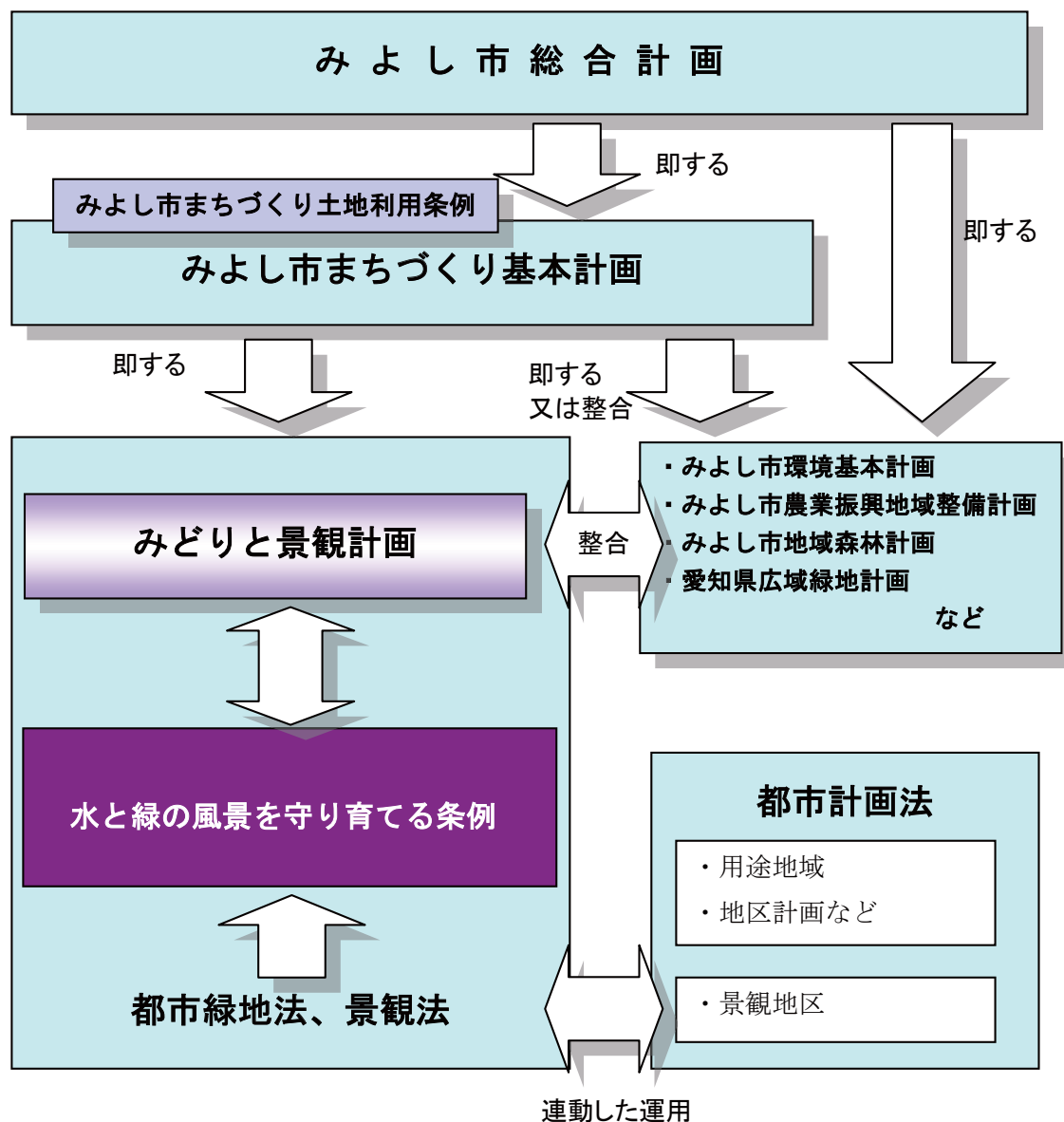
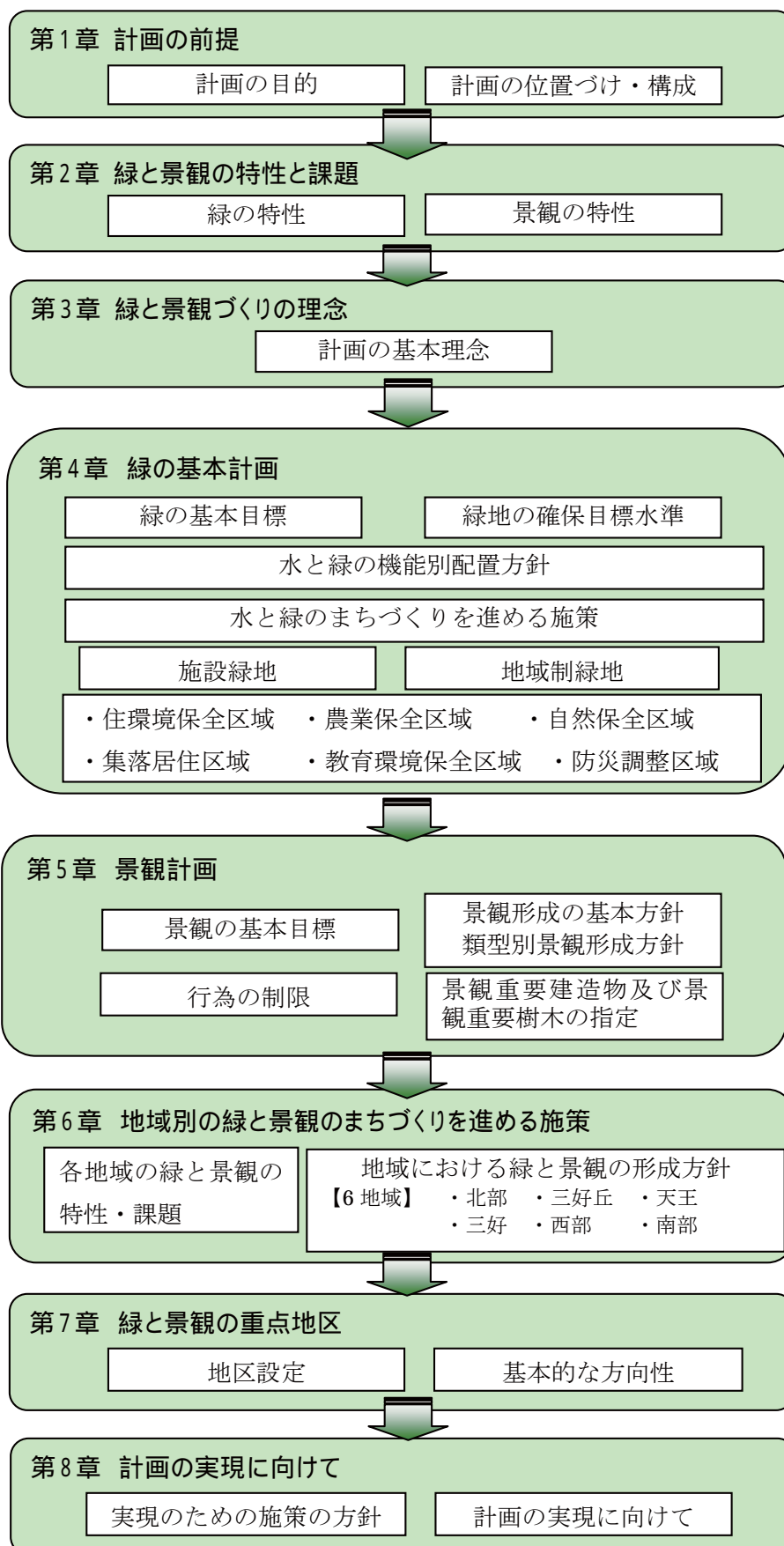


図 関連計画との位置づけ

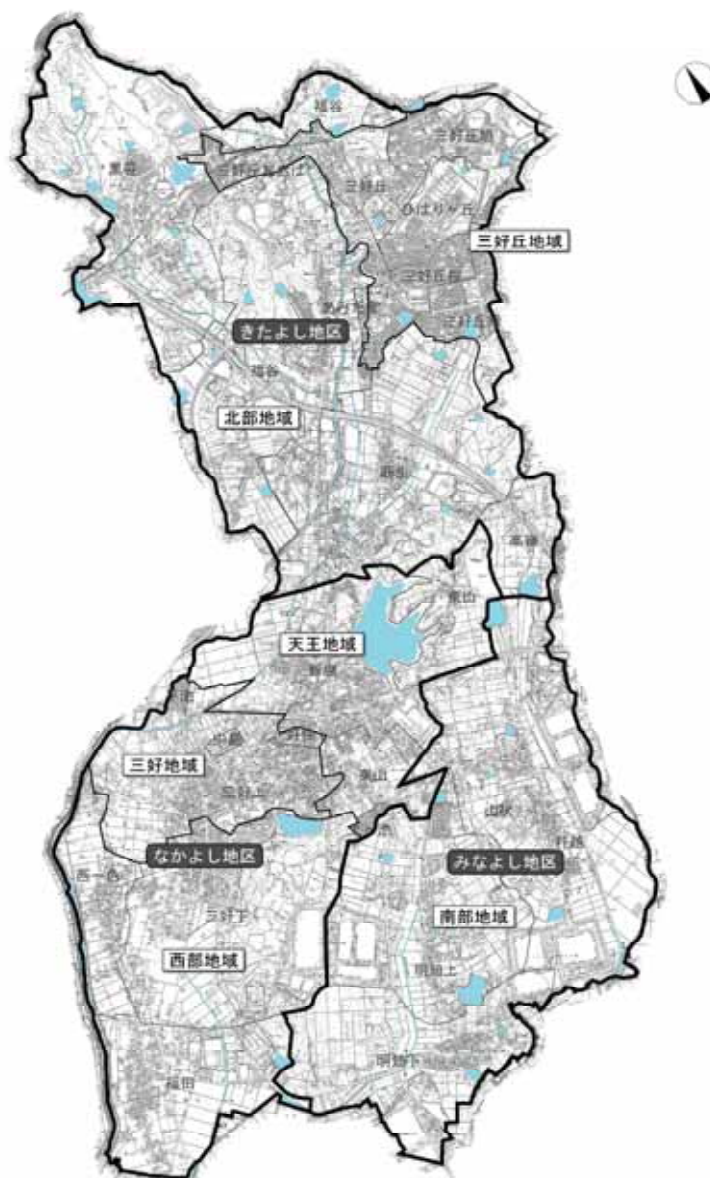
1-3 計画の構成



1-4 計画対象範囲と規模

本市に見られる自然景観、田園景観、市街地景観などのさまざまな緑や景観は相互に関連し、一体的に保全・創造していくことが必要であるため、みよし市全域を緑の基本計画・景観計画区域の計画対象とします。

よって、本計画の計画対象範囲は、みよし市全域 32.11k㎡です。



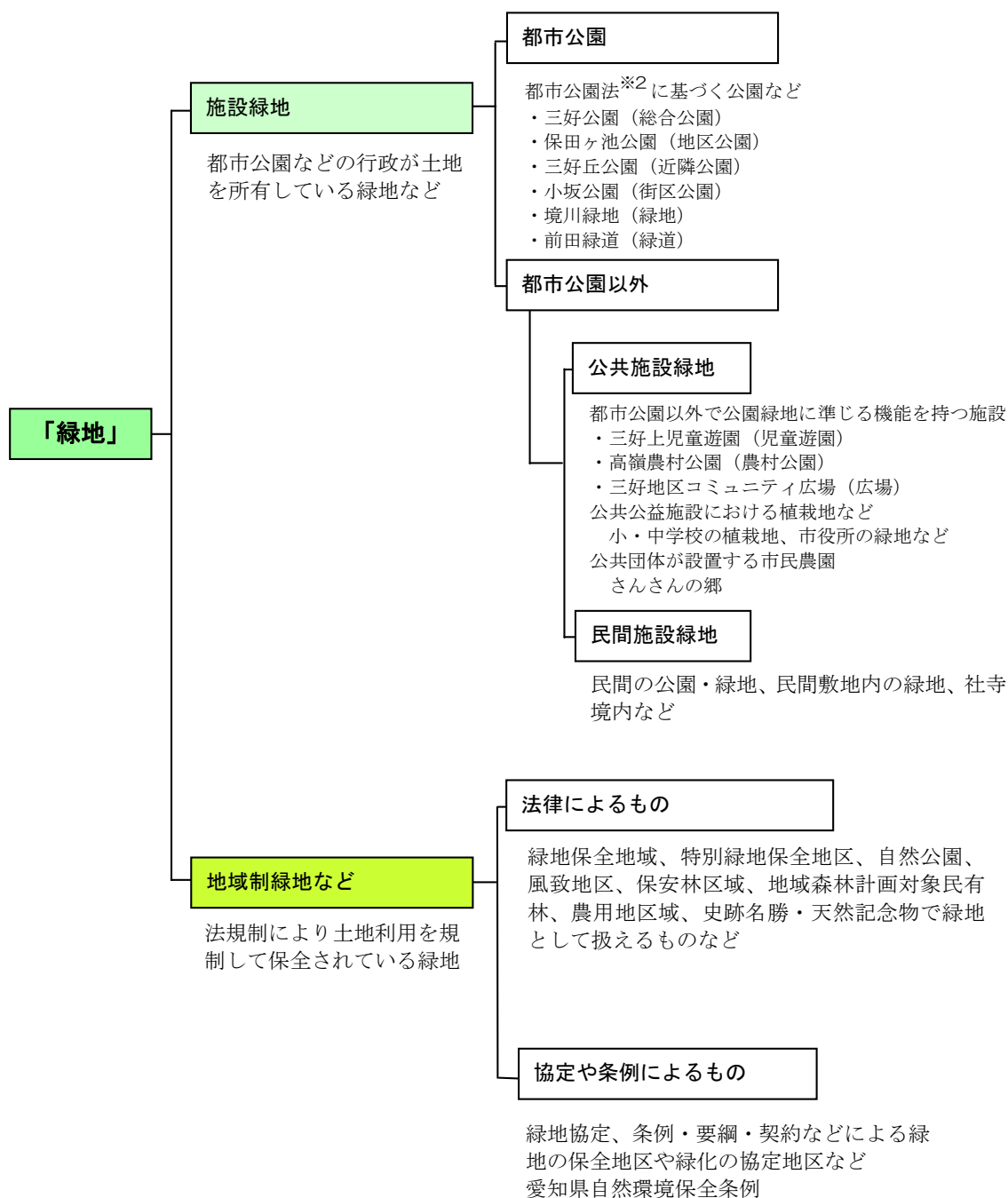
1-5 目標年次

本計画の目標年次は、みよし市総合計画の構想期間と整合を図るよう平成 35 年（2023 年）とします。

1-6 対象となる緑地とその分類

緑の基本計画の対象とする「緑地」は、樹木などの植物の緑、植物が生育する土地とあわせ、個人庭園や住宅の生垣、民有地の緑地、公園・広場、運動場、農地、河川・湖沼、道路の街路樹^{※1}などといった空間を対象とします。

■緑の基本計画の対象とする「緑地」



※1 用語集p.巻末 1 参照

※2 用語集p.巻末 3 参照

